

伊豆市障害者活躍推進計画（第2次）

機関名	伊豆市 伊豆市教育委員会
任命権者	伊豆市長 伊豆市教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
伊豆市における障害者雇用に関する課題	<p>伊豆市では、令和2年3月に策定した「伊豆市障害者活躍推進計画」に基づき、障害者雇用や環境整備などの取組を行ってきたが、定年退職や年度途中の退職等により、令和5年6月1日時点で法定雇用率を下回った。以降、障害者採用計画を策定し、新たに会計年度任用職員の募集を行う等、採用活動を積極的に実施しているところであるが、依然として法定雇用率を下回っており、今後の法定雇用率の見直しに伴う率の引き上げを踏まえ、更なる積極的な採用により人材を確保することが課題となっている。</p> <p>令和7年3月に「伊豆市障害者活躍推進計画」が終了することに伴い、障害者雇用率の達成や障害のある職員が活躍できる職場環境の整備の推進等に向け、第2次計画を策定する。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b> （当該年6月1日時点）法定雇用率以上 ※特例認定を受けているため、市長部局と教育委員会で合算した数値 （参考）令和6年12月31日現在の実雇用率：2.13% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取り組み内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備する。</li> <li>○障害者である職員の相談窓口を整備し周知する。</li> <li>○「障害者活躍推進のための庁内検討委員会」を設置し、障害者活躍推進計画の取組状況の点検、見直し等を行う。</li> </ul>
(2) 人材面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、静岡労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> <li>○厚生労働省障害者雇用対策課又は静岡労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。</li> </ul>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	

	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回程度、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	
(1)職務環境	<p>○障害者からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入を含む環境整備や作業マニュアル等の作成・見直しを検討する。</p> <p>○定期的な面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> <p>○一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、職務の選定、勤務時間の設定等を工夫し、障害特性に配慮した選考を行う。</p>
(3)働き方	<p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○時間外勤務について、体調管理等を理由として不可能との申出があった場合には配慮を行う。</p> <p>○会計年度任用職員の採用の際には、勤務時間の設定等、柔軟な対応を行う。</p>
(4)キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
(5)その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
<p>4. その他</p>	
	<p>○国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○「伊豆市障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針」に基づく障害者就労支援施設等からの物品等の調達目標の達成に努める。</p>